

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成27年1月27日

神奈川県監査委員 真 島 審 一  
 同 高 岡 香  
 同 太 田 眞 晴  
 同 古 沢 時 衛  
 同 岩 本 一 夫

1 措置の対象となった監査の結果

平成26年7月22日（神奈川県公報定期第2601号）神奈川県監査委員公表第9号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち、公安委員会の2箇所に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<公安委員会>

(1) 出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県藤沢警察署	平成26年4月2日（平成26年3月3日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、通勤手当の認定に当たり、交通用具の使用距離を誤ったため、平成23年度から1箇月当たり2,400円（計60,000円）を過大に支給しているものがあつた。	不適切事項の通勤手当については、平成26年3月20日までに本人から返納された。 今後は、このようなことがないよう、職員への周知徹底を図るとともに、新規認定時のみならず、過去に認定したものにあっては定期的な書類の点検・確認を行い、適正な事務執行に努めることとした。

(2) 出先機関の監査の結果本庁機関で認められた要改善事項

課(室)名	要改善事項	措置の内容
警察本部総務部会計課	警察署の財務に関する事務の執行において、警察本部総務部会計課が警察署等県警各所属に提示した例示契約書に、長期継続契約に必要な契約締結年度以降の予算の減額又は削除があつた場合の契約変更又は解除に関する条項の記載漏れがあり、県警各所属が例示契約書にならつて当該条項を設けずに契約を締結していたため、適切な契約がなされるよう、改善する必要がある。	要改善事項については、各所属に対し長期継続契約に用いる契約書を送付すべきところ、誤つて単年度用の契約書を送付したことによるものである。 平成26年3月18日に、各所属に対して原契約を長期継続契約に適したものとすべく変更契約の手続を実施するよう通知を發出し、各所属において変更契約の手続を行い、当該事案に対する適正化を図つた。 今後は、このようなことがないよう、

		<p>各所属に例示契約書等を提示する際には、複数職員によりその内容が法令及び通知等に適合したものであることの確認を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	--